

みんなの 金沢市議会

—金沢市議会ガイドブック—



発行に当たって

金沢市議会においては、平成25年3月に「金沢市議会基本条例」を制定し、議会権能の充実・強化に取り組んでいます。これらの取組を市民の皆さんにお知らせし、議会を身近なものに感じていただくため、議会広報委員会において市議会だよりのリニューアルや本会議のインターネットライブ中継実施などに取り組んできました。

この中で、市議会の活動やしぐみなどに関する情報を小学校高学年向けにわかりやすく1冊にまとめた『みんなの金沢市議会～金沢市議会ガイドブック～』を発行しております。

このガイドブックが、金沢市議会を身近に感じてもらう一助に、そして本市の主権者教育の一助になれば幸いに存じます。

令和5年4月

金沢市議会

目次

1 市議会のしぐみ ～市議会って何をしているところ？～

1-1	市役所の仕事と市議会の役割について（二元代表制）	2
1-2	市議会の仕事	2
1-3	市議会の構成	3
1-4	会議の種類	3
1-5	会議のルール	5
1-6	本会議の流れ	5

2 市民と議員 ～市民と市議会のつながりは何だろう？～

2-1	市民と議会	6
2-2	議員の義務と権利	7
2-3	議会の解散と議員の解職	8
2-4	市民と議員の健全な関係のために	8

3 Q&A ～いろいろな疑問にお答えします！～

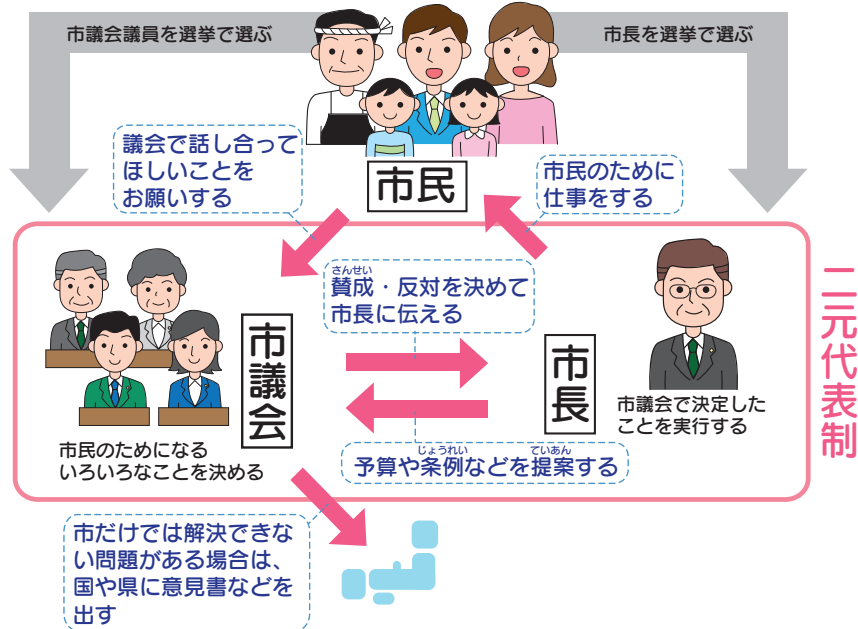
4 金沢市議会の状況 ～市議会に関するデータを見てみよう～

4-1	議員数、会派別数	11
4-2	委員会	11
4-3	本会議・委員会等の開催状況	12
4-4	議員等の報酬	14

1 市議会のしくみ

～市議会って何をしているところ？～

1-1 市役所の仕事と市議会の役割について(二元代表制)



■市役所(市長)の仕事

市役所(市長)は、市民のみなさんが安心して生活できるように、生活に欠かせないさまざまな仕事をしています。市長は、市議会に提案して賛成された予算や条例等に基づいて仕事をします。

■市議会(議員)の役割

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員の集まりです。市議会では、市の予算や条例、議員がつくった条例や意見書などについて調べて話し合い、市が進むべき方向を決める役割を持っていて、市長と対等な立場にあります。これを「二元代表制」といいます。

1-2 市議会の仕事

■市役所の仕事をチェック

市役所の仕事が正しく行われているかどうか、市民のみなさんからいただいている税金が有効に活用されているかどうかなどについて、チェックしています。

■審議と議決

市議会のいちばん基本的な仕事は、市長が提案する予算や条例について審議をして、それでよいかどうかを決める(議決する)ことです。このことにより、市の進むべき方向が決められることになります。

■条例の提案

条例は、市長が提案するだけではなくて、金沢市議会では4人以上の議員が集まって、条例の制定や改正などを提案することができます。提案どおりに決定されるためには、本会議で出席議員の過半数以上の賛成が必要です。

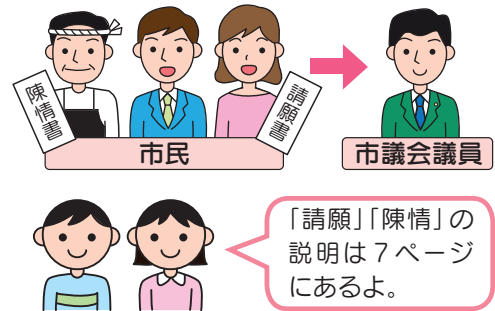
■意見書の提出と決議

市民生活に重要なことでも、それが市だけでは解決できないことがあります。このようなときに問題解決を求めるため、「意見書」を国や県などに提出します。また、議会の考えを示すために「決議」を行い、提出することもあります。

■請願・陳情の審査

議会では、みなさんの要望や意見を「請願」や「陳情」として受け付けています。

受け付けた請願・陳情については、慎重に調べて話し合い、「採択」か「不採択」かを決めます。採択された請願・陳情は、必要があればその結果を市長などに送ります。



1-3 市議会の構成

■議長と副議長

議長は、市議会のリーダーとして会議をスムーズに進め、議会に関するさまざまな事務を行っています。また、市議会の代表者として、いろいろな会議や市の行事などに出席します。

副議長は、議長が病気などで不在のときに、議長に代わってその仕事を行います。

■議員

議員は、原則4年ごとに市民から選挙によって選ばれます。令和5年4月当選の議員の任期は令和5年5月2日から令和9年5月1日までです。また、金沢市議会の議員定数は38人です。

■会派

会派は、所属政党あるいは市政に対する考えや意見が同じ議員の集まりで、自分たちの考え方を市政に反映させるため、グループを作って活動しています。金沢市議会では、所属議員3人以上が会派の構成要件となっています。

■議会事務局

議会事務局は、議長の指示の下に、議会運営のサポート、会議録の作成、議会活動のための調査、議会広報などの事務を行っています。

1-4 会議の種類

■本会議

議長が決めた日程に基づいて、議員全員が参加して、議場にて行われます。市長や議員が提出した議案などについて質問や話し合いなどが行われ、ここで議決されたものが市議会の最終的な決定となります。

本会議には、定期的にかかれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

○定例会

金沢市議会では、毎年おおよそ6月から翌年3月までを定例会の会期としています。(これを「通年議会」といいます。) 定例会の期間中には、「定例会月議会」として年4回(6月、9月、12月、3月)、定期的に議案を話し合っ決めてる期間を設けています。なお、それ以外のときに災害などの緊急的な課題がある場合には、その都度「緊急議会」を開催して審議などを行います。

○臨時会

定例会の期間以外で、市議会の議決が必要なときなどに開く会議です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
臨時会(4~5月)		定例会(6~3月)									
		定例会 議 会			定例会 議 会	緊急議 会		定例会 議 会			定例会 議 会

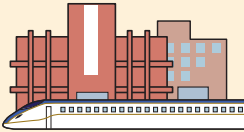


■委員会

議会で話し合うべき問題には、いろいろなものがあるため、それをいくつかの部門に分けて、詳しく調べて話し合うために「委員会」を設けています。

委員会にはいつもある「常任委員会」「議会運営委員会」と、必要に応じてつくる「特別委員会」があります。

○常任委員会

金沢市議会では、5つの常任委員会に分けて議案などを調べて話し合っています。その結果を本会議に報告して、議会としての決定に役立てているほか、市のいろいろな仕事についても調べています。

<p>総務常任委員会（8人）</p>  <p>財政、市税、交通など</p>	<p>経済環境常任委員会（7人）</p>  <p>商工、農業、観光、環境など</p>	<p>市民福祉常任委員会（8人）</p>  <p>福祉、保健所、子育て、市立病院など</p>
<p>建設企業常任委員会（7人）</p>  <p>道路、河川、再開発、水道など</p>	<p>文教消防常任委員会（8人）</p>  <p>文化、小中学校、図書館、防災、消防など</p>	

○議会運営委員会

議会が公正でスムーズに運営されるよう、日程の決定や議会の運営などについて話し合います。

○特別委員会

特定のテーマを審査・調査するため、必要に応じて議会の議決を経て、設置するのが特別委員会です。令和4年度は3つの特別委員会を設けていました。

また、例年9月には、前年度の決算を審査する「決算審査特別委員会」を設けています。

■協議または調整を行うための場

本会議や委員会以外で話し合う場として、どうやって市議会のことを市民のみなさんに広く知ってもらえるかを考える「議会広報委員会」を設けています。

1-5 会議のルール

市議会には、会議を民主的にスムーズに進めるためのルール（原則）があります。代表的なものを紹介します。

■定足数の原則

会議を開いたり、議決を行うときは、原則として議員定数の半数（これを定足数といいます）以上の議員の出席が必要です。

■議事公開の原則

市議会の会議（本会議、常任委員会、特別委員会等）は、原則として公開しています。

■過半数議決の原則

市議会の議決は、原則として出席している議員の過半数以上の賛成によって決定されます。議長は決定に加わることができませんが、賛成と反対が同数になったときには議長が決定します。

■会期不継続の原則

定例会中に決まらなかったことは閉会とともに、そのこと自体がなかったこととなり、次の定例会に持ち越すことはできません。ただし、引き続き調べて話し合うことを決定すれば、次の定例会まで持ち越すことができます。

■一事不再議の原則

市議会では一度決定されたことについては、同じ定例会中に再び話し合うことはできません。

■発言自由の原則

市民から選挙で選ばれた議員は、議会以外から制約を受けずに自由に発言できることが保障されています。ただし、失礼な言葉を言ったり、他人の私生活について言うことなどは禁止されています。また、発言は議長の許可が必要であるなど、議会運営を効率的に進めるためのルールが設けられています。

※これらのルールは、地方自治法や金沢市議会会議規則等で定められています。



1-6 本会議の流れ

議案の提出(市長・議員)

議会で話し合う議案を提出します

本会議

議員全員で議案について話し合ったり、質問したりします。

委員会

議案について、詳しく専門的に話し合いをします。

本会議

委員会で話し合った内容をまとめて、議員全員で最終決定をします。



2 市民と議員

～市民と市議会のつながりは何だろう？～

2-1 市民と議会

■市民と議会のかかわり

市民には、市政に参加する権利（参政権）があり、選挙に参加する権利のほか、一定の条件を満たせば、市の条例制定・改正・廃止や市の仕事の監査を請求することができます。市長や議員などの解職や議会の解散を求めることもできます。

■会議の傍聴

本議会をはじめ、常任・特別委員会は、原則として誰でも傍聴することができます。傍聴の手続は次のとおりです。

○ 本会議の傍聴

定員は80人（先着順）です。本会議当日に市役所第一本庁舎7階の議場傍聴席入り口で受け付けています。また、聴覚に障害のある方のために手話やパソコンを利用した傍聴を行っているほか、乳幼児と一緒に傍聴できる親子傍聴席があります。

○ 常任・特別委員会の傍聴

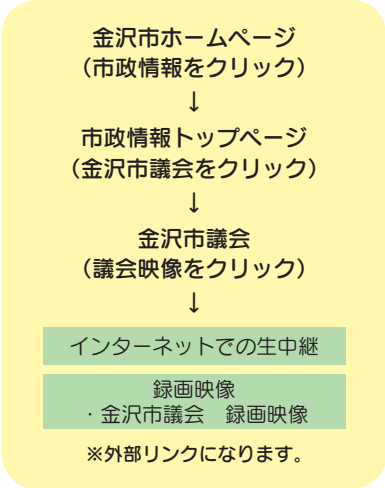
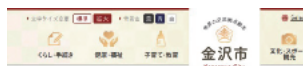
定員は委員会室によって異なりますが、2人～6人（定員を超えた場合は抽選）となります。各委員会の開始10分前まで市役所第一本庁舎6階の議会事務局で受け付けています。



議場や傍聴席の様子

ホームページでも見るすることができます

- インターネットでの生中継
- 金沢ケーブルでの生中継及び本会議翌日の録画再放送により、本会議の映像を見ることができます。また、金沢市議会のホームページでは、本会議の録画映像を見ることができます。



■ 請願・陳情の提出

誰でも、市政などについての意見や要望などを請願・陳情として市議会に提出することができます。

○ 請願

請願を提出するためには、金沢市議会議員の紹介が必要です。提出された請願は、常任委員会などで審査され、最終的には本会議で採択するかないかが議決されます。採択された請願は、市長などの執行機関に送付され、執行機関が対応することになります。

○ 陳情

陳情は、金沢市議会議員の紹介がなくても提出できます。処理方法は原則として請願と同様ですが、意見書の提出を求める陳情や議会として決議を求める陳情については、議長が各議員にその写しを送付することになっています。

東京都の板橋区では、子どもたちが陳情書を提出したことがあります。

◆ボール遊びをする場所がなくなって困っていた小学6年生の児童たちが、みんなで話し合い、自分たちの思いを込めた「子どもの遊び場についての陳情書」を板橋区議会に提出しました。この陳情を受けて、区議会で話し合いが行われた結果、子どもたちの陳情書は「採択」されました。その後、ボール遊びができる公園で遊べる時間の延長や、廃校の校庭の利用ができるようになりました。



2-2 議員の義務と権利

■ 議員の義務

○ 招集に応じ、会議に出席する義務

議員が正当な理由がなく会議を欠席し、議長の出席要求にも応じないとき、議長は議決を経て懲罰を科すことができます。

○ 懲罰に服する義務

議員は、議会の議決を経て懲罰処分を科されたときは、これに従う義務があります。懲罰としては、戒告、陳謝、出席停止、除名があります。

○ 常任委員会の委員に就任する義務

議員は少なくとも1つの常任委員会の委員にならなければなりません。

■ 議員の権利

○ 議案提出権

議員は、議会に議案を提出することができます。ただし、市長に提出権限のある予算は除きます。

○ 臨時会の招集請求権

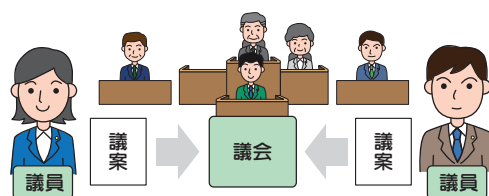
議員定数の4分の1以上の議員が集まれば、市長に対して臨時会の招集を請求することができます。

○ 開議請求権

会期中に議員定数の半数以上の議員から開議請求があるとき、議長はその日の会議を開かなければなりません。

○ 議員報酬及び費用弁償を受ける権利

議員は、条例に基づき、議員報酬、期末手当及び費用弁償の支給を受けることができます。



2-3 議会の解散と議員の解職

■住民による議会の解散請求の成立

選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の署名があれば、選挙管理委員会に議会の解散を請求することができます。

議会の解散投票において選挙権のある人の過半数の同意があったときは、議会は解散投票の日

■議員による議会の自主解散

議会は、議員定数の4分の3以上が出席し、出席議員の5分の4以上の同意があれば、自主解散をすることができます。

■住民による議員の解職請求の成立

選挙権がある人は、その総数の3分の1以上の署名があれば、選挙管理委員会に議員の解職を請求することができます。

議員の解職投票において選挙権のある人の過半数の同意があったときは、その議員は職を失います。

■議会の議決による除名

議会は、議員定数の3分の2以上が出席し、出席議員の4分の3以上の議決によって、懲罰の対象となる特定の議員を除名することができます。



2-4 市民と議員の健全な関係のために

■寄付行為の禁止

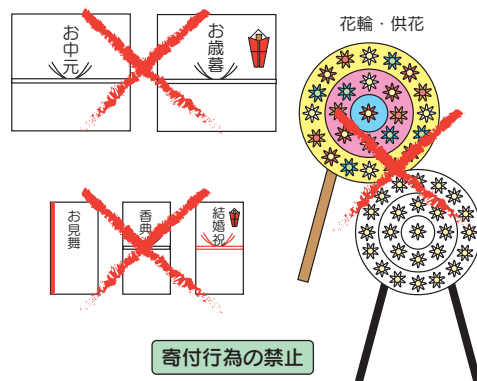
市民と議員とのつながりはとても大切ですが、金銭や品物で培われる関係は健全であるとはいえません。公職選挙法では、政治家や候補者が選挙区域内で以下の行為をすることを原則として禁止しています。

- ◎お祭りへの寄付や差し入れ
- ◎地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ◎町内会の集会や旅行など催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ◎病気見舞金
- ◎葬式の花輪、供花
- ◎お中元やお歳暮
- ◎落成式や開店祝の花輪
- ◎秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ◎秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典

なお、有権者が議員などに対して、このような寄付を勧誘したり要求することも違反になります。

※**弔意は名刺により表すこととしています。**

議員自らが出席する葬儀または通夜に香典を出すことについては、寄付行為の禁止には当たりませんが、金沢市議会では、議員自らが出席する葬儀または通夜であっても原則として香典を出さずに、弔意を表す議員共通の名刺を提出することになっています。



3 Q & A

～いろいろな疑問にお答えします！～

もっと教えて「議会のこと」

◎ どうすれば議員になれるの？

Ⓐ 選挙権がある満25歳以上で、引き続き3カ月以上市内に住所がある人は、市議会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。議員になるには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。

◎ 議員にも「定年」や「退職金」があるの？

Ⓐ 議員には定年はありません。また、議員を退職しても、退職金制度はなく、議員年金制度も廃止になりました。

◎ 議員は毎日出勤しているの？

Ⓐ 議員の身分は「非常勤特別職公務員」なので、毎日出勤する必要はありません。ただし、議会の会議（本会議・委員会）や視察などを休む場合は、欠席の申し出をすることになっています。

◎ 議員に「休暇」はあるの？

Ⓐ 議員には一般的な「休暇」制度はありません。会議や市の行事に出席するほか、市民の声を聞くことも大切な仕事です。議会以外での政務活動もあり、公務、私的活動の区分がしにくいことから、「24時間休みなし」ということもできます。

◎ 以前の仕事は辞めなくていいの？

Ⓐ 法律で禁止されている職業以外なら、辞める必要はありません。

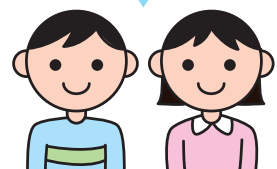
※禁止されている職業とは…

衆議院・参議院議員、県議会議員、市役所などの行政職員、市との請負契約者、法人の無限責任社員や取締役、監査役などです。

◎ 議員の報酬はどうやって決めるの？

Ⓐ 議員の報酬額は、条例で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する特別職報酬等審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。

いろいろな決まりごとがあるんやね。



もっと知りたい「議員のこと」

◎ 議場や委員会の席はどうやって決めるの？

Ⓐ 本会議や委員会の場で、議長または委員長が指定します。ただし一方的に決めるのではなく議員の意見を聞いた上で決めています。

◎ 議員定数はどのようにして決まっているの？

Ⓐ 都道府県及び市町村議会の議員の定数は、地方自治法の定めるところにより、条例で定めなければなりません。金沢市議会の議員の定数は、議員の定数条例において38人と定めています。

◎ 質疑と一般質問の違いは？

Ⓐ 「質疑」とは議案に対して、議員が疑問点を問いただすことです。「一般質問」は、議員が市政全般に関して、行政側に現状や見通しを聞くことです。

◎ 質疑・質問の順番はどのように決まるの？

Ⓐ 議員が質疑・質問を行おうとするときは、議長に発言通告書を出さなければなりません。質疑・質問の順番は議会運営委員会で決めます。

◎ 質疑・質問には時間制限を設けているの？

Ⓐ 議会の申し合わせにより、制限時間を執行部の答弁を含めて最大40分と決めています。ただし、会派の代表が行う代表質問は質問のみで最大30分になります。



◎ 議員はなぜ「視察」をするの？

Ⓐ さまざまな行政課題を解決するためには、幅広い知識や情報が必要となることから、全国の各自治体が行っている先進的な政策などについて調査・研究し、参考とするため、視察を行っています。

◎ 議長と副議長はどうやって決めるの？

Ⓐ 選挙で当選した議員が集まる初めての議会では、年長議員が臨時議長りんじとなり、議員の中から議長、副議長を選出（選挙）します。

金沢市議会では議長を選出する際、議長の職に就くことを希望する者に所信表明を行う機会を設けています。

4 金沢市議会の状況

～市議会に関するデータを見てみよう～

※令和5年4月23日に改選のため、令和4年度のデータを掲載しています。

4-1 議員数、会派別数

■議員数 条例定数 38人、現員数 34人(任期:令和元年5月2日～令和5年5月1日)

■会派等別・党派別の内訳※()は、女性議員数 (令和5年3月31日現在)

会 派 等 \ 党 派	自由民主党	社会民主党	公明党	日本共産党	無所属	計
自由民主党金沢市議員会	12(1)				3	15(1)
公明党金沢市議員会			4(1)			4(1)
みらい金沢		1(1)			2	3(1)
金沢市議会自由民主党議員会	3					3
日本共産党金沢市議員団				3(2)		3(2)
金沢保守議員会					3	3
創生かなざわ					2	2
多間会					1	1
計	15(1)	1(1)	4(1)	3(2)	11	34(5)

4-2 委員会

()は定数

常任委員会	総務常任委員会 (8人)	市の総合企画、財政、市税、国際親善、交通など
	経済環境常任委員会 (7人)	商工、農林水産、観光、中央卸売市場、環境など
	市民福祉常任委員会 (8人)	福祉、保健所、子育て、国民健康保険、市立病院など
	建設企業常任委員会 (7人)	道路、河川、公園、住宅、再開発、水道など
	文教消防常任委員会 (8人)	文化、スポーツ、小中学校、生涯教育、防災、消防など
議会運営委員会 (12人)		<ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関すること ・議長との諮問に関すること ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること

特別委員会	デジタル戦略特別委員会（9人）	デジタル戦略に関すること
	都市交通特別委員会（9人）	都市交通及び地域交通に関すること
	地球温暖化対策特別委員会（10人）	地球温暖化対策に関すること
	一般会計等決算審査特別委員会	一般会計及び公営企業以外の特別会計に属する10会計の決算審査
	企業会計決算審査特別委員会	8公営企業特別会計の決算審査
議会広報委員会 (第1会派から2名、その他の会派から各1名)		<ul style="list-style-type: none"> ・市議会の広報の在り方に関すること ・市議会だより、市議会ガイドブックに関すること ・インターネットによる広報に関すること ・その他議会の広報に関すること



デジタル戦略特別委員会



都市交通特別委員会



地球温暖化対策特別委員会

4-3 本会議・委員会等の開催状況

■本会議の開催状況(令和4年度)

	会期	議決件数	質問人数	傍聴人数
6月定例会	6月2日～6月21日	35件	24人	116人
9月定例会	9月2日～9月16日	23件	20人	112人
12月定例会	12月2日～12月16日	24件	19人	270人
3月定例会	3月1日～3月22日	72件	19人	207人
計		154件	82人	705人

■議案等提出者別内訳(令和4年度)

	提案者\種類	予算	条例	一般議案	意見書	その他	計
6月 定例会	市長	6	7	9		4	26
	議員				9		9
9月 定例会	市長	3	6	4		2	15
	議員				8		8
12月 定例会	市長	3	4	5		4	16
	議員				8		8
3月 定例会	市長	30	26	8		2	66
	議員		1		5		6
計	市長	42	43	26		12	123
	議員		1		30		31

■委員会開催状況(令和4年度)

	常任委員会					特別委員会					議会 広報 委員会	議会 運営 委員会			
	総 務	経 済 環 境	市 民 福 祉	建 設 企 業	文 教 消 防	決 算 審 査 等	一 般 会 計	決 算 審 査 計	企 業 審 査 計	特 別 委 員 会			デ ジ タル 戦 略 会	特 別 委 員 会	都 市 交 通
4月	1	1	1											1	
5月	1	1	1	2	2							1		1	3
6月	6	4	4	3	3					1			2	1	6
7月			1							1		1		2	
8月	1	1	1	1	1					1		1	1	1	2
9月	2	1	3	1	1	1	1	1				1	1	1	8
10月	1	1		1	1	2	2	2	1					1	
11月	1	1	1	1	1	1	2	2	1			2	2		2
12月	2	1	1	1	1	1								1	7
1月	1	1	1	1	1									1	
2月	1	1	1	1	1										2
3月	4	4	4	4	4									1	6
計	21	17	19	16	16	5	5	5	5	5	6	6	6	10	36

4-4 議員等の報酬

■報酬・期末手当

議員は、地方自治法に基づき、条例に定められた議員報酬、期末手当の支給を受けることができます。月の途中で議員になったり、議員を辞めた場合は日割り計算になります。

●報酬

議長	810,000円/月	(参考)市長	1,180,000円
副議長	745,000円/月	副市長	960,000円
議員	700,000円/月	教育長	742,000円
		公営企業管理者	746,700円
		病院事業管理者	837,500円

●期末手当（令和4年度）

6月：報酬×1.4×1.625

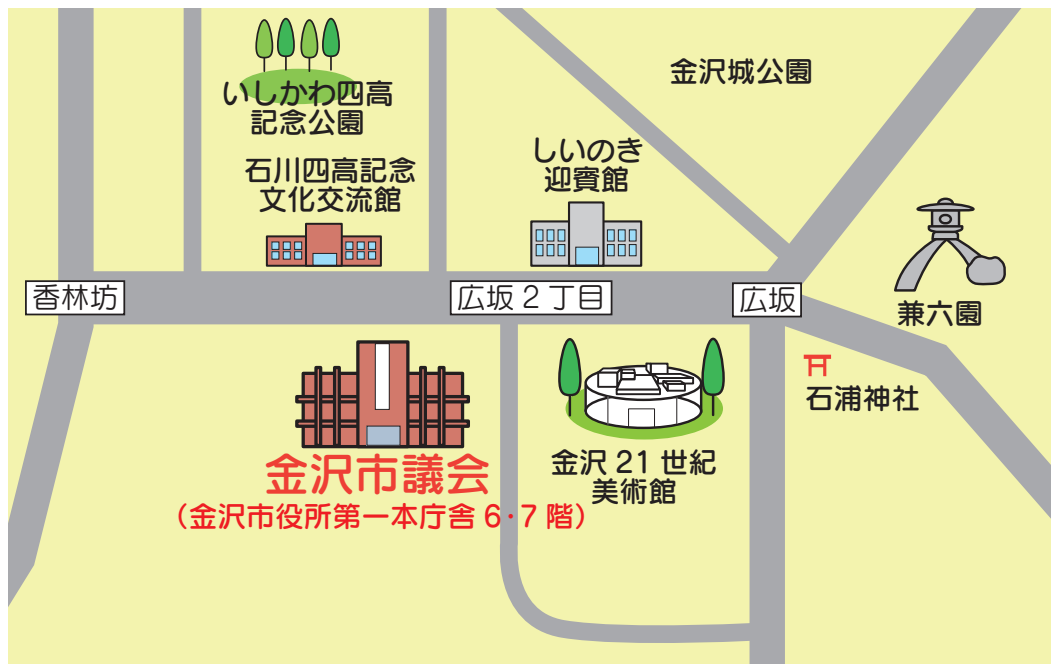
12月：報酬×1.4×1.675

■政務活動費

金沢市議会では、地方自治法に基づき、条例で定めるところにより、議員の調査研究に係る必要経費として議員1人当たり月額16万円を交付しています。

政務活動費を交付することに関し、必要な事項は、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」などに定めており、全ての支出に対して領収書を添付することとしています。

項目	内容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
4 広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
6 会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
7 資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
10 事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
11 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの
12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費



金沢市議会

〔金沢市議会事務局〕 〒 920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

議事調査課 TEL.076-220-2392

F A X TEL.076-260-7190

E メール gikai_g@city.kanazawa.lg.jp

ホームページ [金沢市議会 検索](#)

または、こちらをご覧ください。⇒



【金沢市議会ガイドブック】 第 6 版

発行：令和 5 年 4 月

編集：金沢市議会 議会広報委員会